

岐阜県クラブバスケットボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、正式号を「岐阜県クラブバスケットボール連盟」(以下「本連盟」という。)と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、岐阜県バスケットボール協会と密接な連携を保ち、岐阜県のクラブバスケットボール競技の健全なる普及、発展に寄与するとともに加盟チーム相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本連盟は、事務局を「会長の指定する所」に置く。

(事業)

第4条 本連盟、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会の開催
- (3) その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第5条 本連盟は、県下で活躍するクラブチーム及び個人(以下「会員」という。)で、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 理事長 | 1名 |
| (5) 副理事長 | 若干名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 事務局員 | 若干名 |
| (9) 登録委員長 | 1名 |
| (10) 登録委員 | 若干名 |
| (11) 報道委員長 | 1名 |
| (12) 報道委員 | 若干名 |
| (13) 競技普及委員長 | 1名 |
| (14) 副競技普及委員長 | 若干名 |
| (15) 強化担当 | 若干名 |
| (16) 競技普及委員 | 若干名 |
| (17) 審判委員長 | 1名 |
| (18) 副審判委員長 | 1名 |
| (19) 審判委員 | 若干名 |
| (20) 指導者育成委員長 | 1名 |
| (21) 指導者育成委員 | 若干名 |
| (22) オフィシャル委員長 | 1名 |
| (23) オフィシャル委員 | 若干名 |
| (24) 評議員 | 加盟チームの代表者 |

2. 会長は、理事会の推薦により、評議員会において承認する。

3. 副会長、理事長、副理事長、監事、登録委員長、総務委員長、総務委員、競技普及委員長、副競技普及委員長、審判委員長、副審判委員長、報道委員長、指導者育成委員長及びオフィシャル委員長は会長が任命し、評議員会の承認を受ける。

4. 事務局、報道委員、競技普及委員、審判委員及びオフィシャル委員は理事長が任命し、常任理事会の承認を受ける。

(任務)

第7条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本連盟の会計を監査する。
- (4) 理事長は、本連盟のすべての業務を総括する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 会計は、本連盟の会計に関する業務を遂行する。
- (7) 事務局長及び事務局員は、総会、年間事業計画の作成、式典に関する業務を遂行する。
- (8) 登録委員長及び登録委員は、日本バスケットボール協会、日本クラブバスケットボール連盟、東海クラブバスケットボール連盟、岐阜県バスケットボール協会及び岐阜県クラブバスケットボール連盟への新規登録及び追加登録に関する業務を遂行する。
- (9) 報道委員長及び報道委員は、大会記録の編集及び広報に関する業務を遂行する。
- (10) 競技普及委員長、副競技普及委員長及び競技普及委員は、協議体会長の開催に係わる大会要項の作成、シードチームの選考及び組合せ、会場、施設、設備等の確保並びに競技の管理運営、本連盟加盟チーム及び競技者の強化普及に関する業務を遂行する。
- (11) 審判委員長、副審判委員長及び審判委員は、審判技術及びルールの検討・研究、帯同審判員の指導・育成のための講習会及び研修会に関する業務を遂行する。
- (12) 指導者育成委員長及び指導者育成委員は、本連盟所属の公認コーチ取得者及び新規取得者の指導及び管理を遂行する。
- (13) オフィシャル委員長及びオフィシャル委員は、会員のオフィシャル技術の向上、育成、指導、研修会及びオフィシャル機材等の管理を遂行する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、その補充をする。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与は、総会において承認する、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 登録委員会
- (5) 報道委員会
- (6) 競技普及委員会
- (7) 審判委員会
- (8) 企画委員会

(評議員会)

第11条 評議員会は定期と臨時とし、定期評議員会は毎年1回会長が招集して、事業計画及び事業報告、予算案及び決算報告、役員の選出、規約の改正及びその他重要な事項等について審議し、出席者の過半数以上の承認をもって決定する。

第12条 臨時評議員会は、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の2の同意を得て召集する。

第13条 評議員会の議長は、理事長が行う。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、事務局長、事務局員、報道委員長、報道委員、競技普及委員長、副競技普及委員長、競技普及委員、審判委員長、副審判委員長、審判委員、指導者育成委員長、指導者育成委員、オフィシャル委員長、オフィシャル委員の内で構成する。

2. 理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。

3. 理事会において処理する事項は、次のとおりとする。

4. 評議員会への提案事項

5. 規約の改廃案の決議

6. 会長の推薦

7. その他理事長が必要と認めた事項

8. 理事会は、随時招集することができる。

9. 理事会は、第1項の出席役員(委任状を含む)の過半数をもって開催し、出席役員(委任状を含む)の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、事務局長、事務局、報道委員長、競技普及委員長、副競技普及委員長、強化担当、審判委員長、副審判委員長、指導者育成委員長及びオフィシャル委員長をもって構成する。

2. 常任理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。

3. 常任理事会は、第2条の目的及び第4条の事業達成のため業務について企画・運営、評議員会及び理事会の決定事項の処理、その他本連盟の運営に関し会長が必要と認められた事項を処理する。

4. 常任理事会は、第1項の役員の過半数をもって開催し、出席役員及び委任状を含む過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

(登録委員会)

第16条 理事長、副理事長、登録委員長及び事務局長をもって構成する。

2. 登録委員会は、登録委員長が召集する。ただし、登録委員長が必要に応じ役員を加えることができる。

(報道委員会)

第17条 報道委員長及び報道委員をもって構成する。

2. 報道委員会は、報道委員長が召集する。ただし、報道委員長が必要に応じ役員を加えることができる。

(競技普及委員会)

第18条 競技普及委員長、副競技普及委員長及び競技普及委員をもって構成する。

2. 競技普及委員会は、競技普及委員長が召集する。ただし、競技普及委員長が必要に応じ役員を加えることができる。

(審判委員会)

第19条 審判委員長、副審判委員長、審判委員、オフィシャル委員長、オフィシャル委員をもって構成する。

2. 審判委員会は、審判委員長が召集する。ただし、審判委員長が必要に応じ役員を加えることができる。

(企画委員会)

第20条 理事長、副理事長、各委員会の長及び強化担当をもって構成する。

2. 企画委員会は、理事長が招集する。ただし、理事長が必要に応じて役員を加えることができる。

第4章 登録

(登録)

第21条 本連盟の加盟チームは、毎競技年度の当初において日本クラブバスケットボール連盟登録届出書をもって、本連盟に加盟登録しなければならない。

2. 本連盟への加盟登録手続きについては、日本クラブバスケットボール連盟加盟登録規則に準ずる。

3. 本連盟に登録するチームは本連盟が指定するスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

(資格)

第22条 本連盟に加盟登録し、かつ岐阜県バスケットボール協会、日本クラブバスケットボール連盟及び(財)日本バスケットボール協会にも加盟登録しなければ、本連盟の主催及び主管する競技会に参加することはできない。

第5章 会計

(経費)

第23条 本連盟の経費は、登録費、大会参加費、助成金、補助金、寄付金及びその他をもってこれに充てる。

(登録費納入)

第24条 本連盟の加盟チームは、総会で決定した登録日を毎年度当初までに納入しなければならない。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(委任)

第26条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。